4　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨とする。
⑵　入札保証及び契約保証
①　入札保証　要
②　契約保証　要
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）
⑸　入札前価格交渉の有無　無
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑻　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑽　詳細は、東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yoshimine Toru, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Metropolitan area center communication Expressway, Sakai viaduct (Steel Superstructure)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 12 March 2021
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 28 June 2021
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Ichihara Noboru, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る令和２年度補正予算（第３号）の示達がなされることを条件とするものである。
令和３年２月26日
国立大学法人浜松医科大学
理事　田中　宏和
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　22
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　浜松医科大学講義実習棟改修工事（Ⅰ期）
⑶　工事場所　静岡県浜松市東区半田山一丁目20番１号（浜松医科大学構内）
⑷　工事概要　講義実習棟（鉄筋コンクリート造　地下１階地上３階建、7,061㎡）の全面改修を２期に分けて整備する事業の１期目（3,894㎡）の工事。
なお、本工事には、電気設備及び機械設備工事を含む。
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和４年３月31日まで。
⑹　使用する主な資機材　内装材一式、外装材一式、電気設備一式、機械設備一式
⑺　本工事は、工事施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、理事（財務担当）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格
⑴　国立大学法人浜松医科大学契約事務規程第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した建築一式工事に係る点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,190点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成17年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
①　単体又は共同企業の代表者　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の、病院、図書館、校舎・研究施設又は事務所・庁舎で、延べ面積2,300㎡以上の新増改築工事又は全面改修工事を施工した実績を有すること。（新増改築工事及び全面改修工事を合わせて施工した場合は延べ面積と全面改修延べ面積の合計が2,300㎡以上であること。）
②　共同企業の代表者以外の構成員　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の、病院、図書館、校舎・研究施設又は事務所・庁舎で、延べ面積1,100㎡以上の新増改築工事又は全面改修工事を施工した実績を有すること。（新増改築工事及び全面改修工事を合わせて施工した場合は延べ面積と全面改修延べ面積の合計が1,100㎡以上であること。）
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・一級建築士の資格を有する者
・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑤　経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。